

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 6 月 26 日（木）

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

1 調達内容

(1) 件名

音声応答転送装置一式等の納入

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和 7 年 12 月 1 日（月）

(4) 納入場所

別添仕様書のとおり

(5) 入札方法

前記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 古川

電話(078)341-7441 内線2253 FAX(078)341-5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 6 月 26 日（木）から同年 7 月 2 日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午

前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年7月11日（金）午前10時00分 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込書の提出は、令和7年6月26日（木）午前9時から同年7月2日（水）午後4時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ 電子入札は、令和7年7月9日（水）午後5時から同年7月11日（金）午前10時までにを行うこと。

ウ 開札日時及び場所は前記(3)に同じ。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年6月26日（木）から同年7月2日（水）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年6月26日（木）から同年7月2日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年7月2日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3の(1)に同じ

ウ 提出書類

(ア)仕様確認

事前協議申込書、仕様のわかるもの（カタログ等）

(イ)質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認結果

令和7年7月9日（水）午後5時までに入札者に通知する。

カ 質問の回答

令和7年7月3日（木）から同月9日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、前記(1)のオにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和7年7月10日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年7月18日（金））までであること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札参加資格審査窓口

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線75787

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

音声応答転送装置一式等の納入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達件名
音声応答転送装置一式等の納入
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 7 年 12 月 1 日（月）
- (5) 納入場所
別添仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であつて、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線4935））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間

令和7年6月26日（木）から同年7月2日（水）の午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。また、令和7年7月2日（水）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年7月3日（木）から同月9日（水）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年6月26日（木）から同年7月2日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年6月26日（木）から同年7月2日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年7月2日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2253） FAX(078)341-5169

ウ 提出書類

(ア)仕様確認

事前協議申込書、仕様のわかるもの（カタログ等）

(イ)質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認結果

令和7年7月9日（水）午後5時までに入札者に通知する。

カ 質問の回答

令和7年7月3日（木）から同月9日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、前記(1)のオにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和7年6月26日（木）から同年7月2日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課

(2) 日時 令和7年7月11日（金）午前10時00分

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和7年7月9日（水）午後5時から同年7月11日（金）午前10時までに入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

(2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和7年7月10日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年7月11日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和7年7月18日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証券の保険金額が、契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様書で示した物品又は仕様確認で承認を受けた物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(注) 予定価格には次の費用を含む。
 - ア 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - イ 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ウ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が令和7年7月18日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、前記(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約締結日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前記(1)の期限内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守し、暴力団排除に協力するため、誓約書を提出すること。なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が200万円以下の県契約を得地決する場合はこの限りではない。
- (4) 県契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、誓約書を提出すること。
なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が200万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。

18 調達事務担当部局

〒650-8510 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341-7441 内線2253 FAX：078-341-5169）

提出書類の注意事項

1 参加申請・質問等の提出について（令和7年7月2日（水）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

また、入札公告5の(2)のイ、入札説明書の10の(1)のイにより入札保証金の免除を希望する場合は、別記様式「過去の契約実績に関する申出書」を参加申請時に添付し提出してください。

「事前協議申込書」を期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX 及び持参による提出を妨げるものではありません。）

質問の結果の回答は、令和7年7月3日（木）から同月9日（水）午後5時を予定しています。

2 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。入札内訳書には、品目、数量、単価及び金額等を記載してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

3 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

4 開札日時：令和7年7月11日（金）午前10時00分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和7年7月9日（水）午後5時から同年7月11日（金）午前10時までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和7年7月11日（金）午後2時を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

6 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証券を提出して下さい（なお、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除する場合があります）。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当：古川）
TEL：078-341-7441（内線2253） FAX：078-341-5169
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後5時

仕様書

第1 概要

1 調達件名

音声応答転送装置一式等の調達

2 納入物品

(1) 音声応答転送装置 1 式

(内訳)

- ・ 音声応答転送装置 1 台
- ・ 制御用パソコン 1 台
- ・ ラインボード 3 枚
- ・ 警告表示灯 1 台
- ・ 無停電電源装置 1 台

(2) 通話録音装置 21 式

3 納入場所（詳細な納入日程等については、契約後、協議を行うものとする）

(1) 音声応答転送装置

警察本部 18 階電話交換室

(2) 通話録音装置

警察本部のうち、本部担当職員が指定する所属の執務室

4 設置内容等

(1) 音声応答転送装置 1 式について、上記納入場所に納入する。

(2) 音声応答転送装置については、納入場所の電話交換室内に設置し、設置場所から本配線盤までの配線及び電話交換機との接続を行う。

(3) 警告表示灯については、納入場所の電話交換室内に設置するほか、設置場所から音声応答転送装置までの配線及び接続と、1 階一般宿直室配線盤から警告表示灯までの配線を行う。

(4) 通話録音装置21式については、指定する内線電話回線及び内線電話機への接続を行う。

5 納入するシステム及び機器の仕様

別紙 1、2 のとおりとする。また、納入する物品は、納入時において新品であることを要する。

6 納入期限

令和 7 年 12 月 1 日（月）

7 担当

兵庫県警察本部警務部警務課企画第二係 中樋

電話 078-341-7441（内線 2668）

第2 適用事項

1 適用範囲

本仕様書は、その機器構成、機能性能及び整備に関する要件について発注者が受注者に対し、要求する仕様要件を定めたものである。

2 適用基準

この仕様書に指定する以外の事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」、「電気設備工事標準図（最新版）」及び「電気事業法・電気設備技術基準」を遵守し、兵庫県警察本部警務部警務課員（以下「本部担当職員」という。）の指示に従い、履行を行う。

3 業務上の注意

- (1) 業務に当たり、仕様書及び関係法規・規定等を遵守の上、事故防止に注意して行うこと。
- (2) 業務に当たり、必要な保安資機材を活用するとともに、第3者の生命身体への危害又は工作物への障害・損傷を与えぬよう細心の注意を払うこと。
- (3) 業務中に第3者の生命・身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、請負者は人命救助措置を行った後、その状況を本部担当職員に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- (4) 業務中の資材は、庁舎内の業務に支障のないよう整理すること。また、廃棄物については受注者が処分するものとする。
- (5) 本仕様書に明記していないもので作業内容の変更が生じる場合は、受注者の責においてその手法を検討し、業務を行うこと。
- (6) 工事は、警察業務や関連する現用機器に支障を与えないよう施工し、そのおそれがあるときは、あらかじめ本部担当職員の指示を受けること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項において、その性質上、当然この工事の範囲に含まれるものについては、請負者の負担において実施すること。
- (8) 工事は官庁執務時間に準じること。やむを得ず当該時間外に工事を実施する場合は、あらかじめ本部担当職員の承認を得ること。
- (9) 配線する各種ケーブル及び配線材料並びに耐震用具は、請負者で準備すること。
- (10) 各装置設置後、試験調整を行うこと。なお、試験調整に要する費用は全て本工事に含むものとする。

4 疑義

業務に当たり、この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うものとする。

5 業務完了検査

- (1) 受注者は、業務が完了した時点において、検査員の立会いによる業務完了検査を受けなければならない。
- (2) 検査員は、本部担当職員とする。
- (3) 検査員は、本仕様書の書類と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 音声応答転送装置

- a 実際に外線から架電を行い、別紙１のシステム仕様のとおりに音声案内装置から正確に音声案内がなされ、正確に指定の内線電話機に転送されているか。
- b 実際に外線から架電し、別紙１のシステム仕様のとおりに通話した内容が通話録音装置により正確に録音されているか。
- c 別紙１の制御用パソコンを使用して、音声案内の編集等を行うことができるか。
- d その他音声応答転送装置の導入に伴う電話回線の混線など、電話回線に係る不具合、故障等がないか。

イ 通話録音装置

- a 実際に外線から架電し、別紙２のシステム仕様のとおりに通話した内容が通話録音装置により正確に録音されているか。
- b 通話録音装置内のＳＤカードに保存されたデータを音声応答転送装置の制御用パソコンに移行し、再生等を行うことができるか。

- (4) 受注者は、検査に合格した時点で、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

6 引渡し

音声応答転送装置等の引渡しは、検査員による検査を受け、異常がないことが確認されたときとする。

7 その他

(1) 共通事項

ア 本仕様書で調達するハードウェア及びソフトウェアの候補となる機器等については調達機器に関する資料を提出すること。ただし、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。

イ 本仕様書で調達するハードウェア及びソフトウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると発注者が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

(2) 音声応答転送装置

ア 音声応答転送装置の具体的な設置場所は、本部担当職員の指示に従うこと。

イ 音声応答転送装置で使用する案内音声は、別紙１の制御用パソコンでテキスト入力した内容を音声変換したものを作成すること。なお、テキストの内容については、本部担当職員の指示に従うこと。

ウ 配線ケーブル敷設後は、整理の上結束するとともに、仕上がりは美観を損なわないこと。なお、配線するケーブルは、途中接続を行わないこと。

エ 音声応答転送装置から本部担当職員が指示する本配線盤まで電子ボタン電話用ケーブルを配線し、端末処理を行うこと。

オ 同ケーブルの両端には線名札を取り付け、接続先名（自・至）を記載すること。

カ 音声応答転送装置は設置後、耐震用具により耐震対策を行うこと。

(3) 通話録音装置

ア 通話録音装置を接続させる内線電話機については、本部担当職員の指示に従うこと。

イ 通話録音装置で録音した音声について、制御用パソコンでの再生等が可能となるよう初期設定を行うこと。

8 保証

(1) 本納入における稼働保証については、納入業者が最終責任を負うこと。

(2) 納入後 1 年以内に、使用者側の故意又は過失による場合を除いて、音声応答転送装置等に障害、故障等の不具合が発生した場合は、納入業者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。

機器仕様書(音声応答転送装置)

1 品名 音声応答転送装置(1式)	
2 システム仕様	
①	一般アナログ電話回線に変更等を加えることなく、接続できること。
②	電話交換機の仕様に変更等を加えることなく、電話交換機のアナログ内線電話回線と接続できること。
③	使用する応答メッセージを、録音または音声合成機能により制御用パソコン上でテキスト入力した内容を音声変換して作成できること。
④	ベル信号に自動応答し、予め設定した応答メッセージを再生及び発信者がPB信号を入力可能であること。
⑤	発信者が入力するPB信号を基に、フッキング転送により着信呼を別内線電話回線へ転送できること。
⑥	外線着信時に、着信呼を自動音声案内装置に転送した場合、まず「挨拶」を再生し、次に「選択転送案内」を再生できること。
⑦	「選択転送案内」の再生後、発信者がPB信号を入力した場合、「呼出し案内」を再生し、次に「着信案内」を再生して、第1に指定する内線電話回線に転送できること。
⑧	⑦において第1に指定する内線電話回線が通話中であった場合、第2に指定する内線電話回線に転送できること。
⑨	⑧において第2に指定する内線電話回線が通話中であった場合、第3に指定する内線電話回線に転送できること。
⑩	⑦において、発信者がPB信号を入力しなかった場合、第4に指定する内線電話回線に転送できること。
⑪	⑦において、発信者が誤ったPB信号を入力した場合、「選択線返案内(番号誤選択)」を再生できること。
⑫	⑪において、再度、発信者が誤ったPB信号を入力した場合、「転送先未確定案内」を再生し、通話を自動切断できること。
⑬	⑦において、第1、第2、第3に指定する内線電話回線が全て通話中の場合、「選択線返案内(通話中)」を再生できること。
⑭	⑬において、再度、第1、第2、第3に指定する内線電話回線が全て通話中であった場合、「転送先不出終了案内」を再生し、通話を自動切断できること。
⑮	NTTの発信者番号表示サービスに対応できること。
⑯	自動音声案内の再生中は、発信者と受信者双方の声は聞こえないこと。
⑰	制御用パソコンを使用して、初期設定、転送先電話番号、動作モードの設定ができること。
⑱	ネットワーク接続で動作状況をリアルタイムで表示できること。
⑲	制御用パソコンを使用して着信件数及び応答転送件数を集計できること。
⑳	機器の障害時に、電話交換機及び他の電話回線に影響を与えないこと。
3 機器仕様	
(1) 自動音声案内装置	
ア 電話回線	
(ア) LINE側収容可能回線	
アナログ内線電話回線(ナンバーディスプレイサービス対応)	
(イ) TEL側シミュレーター	
アナログダイヤルイン回線(ナンバーディスプレイサービス対応)	
ダイヤルイン情報を「PBで送る」/「MODEM信号で送る」のいずれの方式にも対応	

- (ウ) 収容回線
6回線(最大24回線)以上
- (エ) 配線ケーブル
45m以上
- イ 録音再生
- (ア) 録音媒体
フラッシュメモリーカード
- (イ) 録音時間
付属フラッシュメモリーカードにて60分以上
- (ウ) マイク入力端子
600Ω 不平衡、-55dBm、3.5mmジャック
- ウ LAN接続端子
TCP/IP、10BASE-T、100BASE-TX対応
- エ 電源電圧
AC100V±10V、60Hz
- オ 寸法
450(幅)×300(奥行)×200(高さ)mm以下
- カ VCCI
クラスA

(2) 制御用パソコン

- ア CPU
OSが推奨する環境以上
- イ OS
Windows11/10 日本語版
- ウ ソフトウェア
Microsoft Excel 2021/2019/2016、Microsoft 365(Excel)
- エ ストレージ
300MB以上の空き容量
- オ メモリ
OSが推奨する環境以上
- カ サウンド
Waveファイル(8kHz、8bit、Mono、μ-law)が再生できること
- キ ディスプレイ
1024×768以上 High Color(16bit)以上
- ク USB
USB2.0/1.1以上
- ケ LAN
TCP/IP、100BASE-TX、10BASE-T対応
- コ ドライブ

音声応答転送装置添付DVDをインストール可能なドライブを有すること

サ 電源電圧

AC100V±10V、60Hz

シ 種類

バッテリー搭載ノート型パソコンに限る

(3) 警告表示灯

ア ランプ点灯

点灯、点滅(約60回/分)、高速点滅(約60回/分)

イ オーディオ出力

1.5W内蔵スピーカー出力、1ch、3.5mmφオーディオミニジャック出力

ウ 音声ファイル

MP3形式、最大20ファイル登録、再生・バックアップ可能

エ USB

USB2.0

オ カレンダー/時計

コンデンサバックアップ

カ 使用環境条件

温度:0～45℃、湿度:20%～85%RH

キ 電源供給

ACアダプタによる

(4) 無停電電源装置

ア 入力

(ア) 定格入力電圧

AC100V

(イ) 起動電圧範囲

AC89±2～118±2V(入力電圧感度、標準)

AC84±2～118±2V(入力電圧感度、低感度)

AC89±2～113±2V(入力電圧感度、高感度)

(ウ) 入力電圧範囲

AC89±2～118±2V(入力電圧感度、標準)

AC84±2～118±2V(入力電圧感度、低感度)

AC89±2～113±2V(入力電圧感度、高感度)

(エ) 入力周波数

50/60Hz±4Hz

(オ) 最大電流(定格入力電圧時/最小入力電圧時)

6A/7.5A

(カ) 相数

単相2線(アース線付き)

(キ) 入力プラグ形状

NEMA 5-1SP

(ク) 入力保護

リセットタイプ過電流保護器

(ケ) 入力保護容量

10A

イ 出力

(ア) 定格出力電圧

AC100V

(イ) 定格出力電流

5A

(ウ) 出力容量

500VA/450W

(エ) 出力電圧

AC90±3～114±3V(入力電圧感度、標準)

AC84±3～114±3V(入力電圧感度、低感度)

AC90±3～110±3V(入力電圧感度、高感度)

(オ) 出力電圧(バックアップ運転時)

AC100V±6%

(カ) 相数

単相2線(アース付)

(キ) 出力コンセント

NEMA 5-1SP×6個

(ク) 切替時間

10ms以内

(ケ) バックアップ時間(最大負荷時)

8.5分(450W)

(コ) 過負荷保護

定格容量以上で警告、5分以上継続で直送切替、出力垂下(バックアップ運転時)

ウ バッテリ

(ア) 種類

小型制御弁式(シール)鉛蓄電池

(イ) バッテリ期待寿命

5年

(ウ) 電圧/容量×個数

DC12V/8.5Ah×2個

(エ) 増設バッテリー対応

なし

(オ) 充電時間

8時間

4 例示品

(1) 音声応答転送装置

株式会社タカコム IVR-2430 II

(2) 制御用パソコン

株式会社東芝 dynabook B65/HS

(3) 警告表示灯

株式会社エヌエスアイ 警子ちゃん7G+(3灯タイプ)

(4) 無停電電源装置

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 BN50T

機器仕様書(通話録音装置)

1	品名 通話録音装置(21台)
2	システム仕様
	① 電話交換機の仕様に変更等を加えることなく、電話交換機のアナログ内線電話回線と接続できること。 ② デジタル方式で通話を録音し、内蔵したSDカードに通話を保存できること。 ③ 通話の録音開始前または録音開始時に、手動または自動で録音を告知する機能があること。 ④ アナログ内線電話回線接続時、受話器を上げると録音を開始し、受話器を下ろすと録音が終了する機能があること。 ⑤ 手動により録音を開始及び終了する機能があること。 ⑥ エンドレス録音が可能であること。 ⑦ 手動操作にて録音制御を行う場合、通話の途中に録音操作を行っても通話を最初から録音できること。 ⑧ SDカードに保存された録音データを制御用パソコンで再生できること。 ⑨ 機器の障害時に、電話交換機及び他の電話回線に影響を与えないこと。
3	機器仕様
	ア 音源接続方式 (ア) 回線接続 回線接続ジャック(モジュージャック)、アナログ内線電話回線 1回線 (イ) 受話器接続 電話機／受話器ジャック(モジュージャック) ※スイッチによるモジュージャックのピン配列を切替え可能なこと (ウ) 外部入力接続 外部入力ジャック(3.5mmモノラルミニジャック、インピーダンス15k Ω または6k Ω) イ 通話録音 (ア) 録音媒体 SDカード 128MB～2GB SDHCカード 2GB～32GB (イ) 録音時間 標準モードと2倍モードを切り替え可能で、 4GBで標準モードで277時間 2倍モードで555時間 録音できること。 (ウ) 最大ファイル数(1枚のカードに保存できる最大数) 9,999件 ウ 電源電圧 AC100V $\pm$ 10V、60Hz エ 寸法 200(幅)×300(奥行)×20(高さ)mm以下(突起物含まず) オ VCCI クラスA
4	例示品 通話録音装置 株式会社タカコム VR-D179

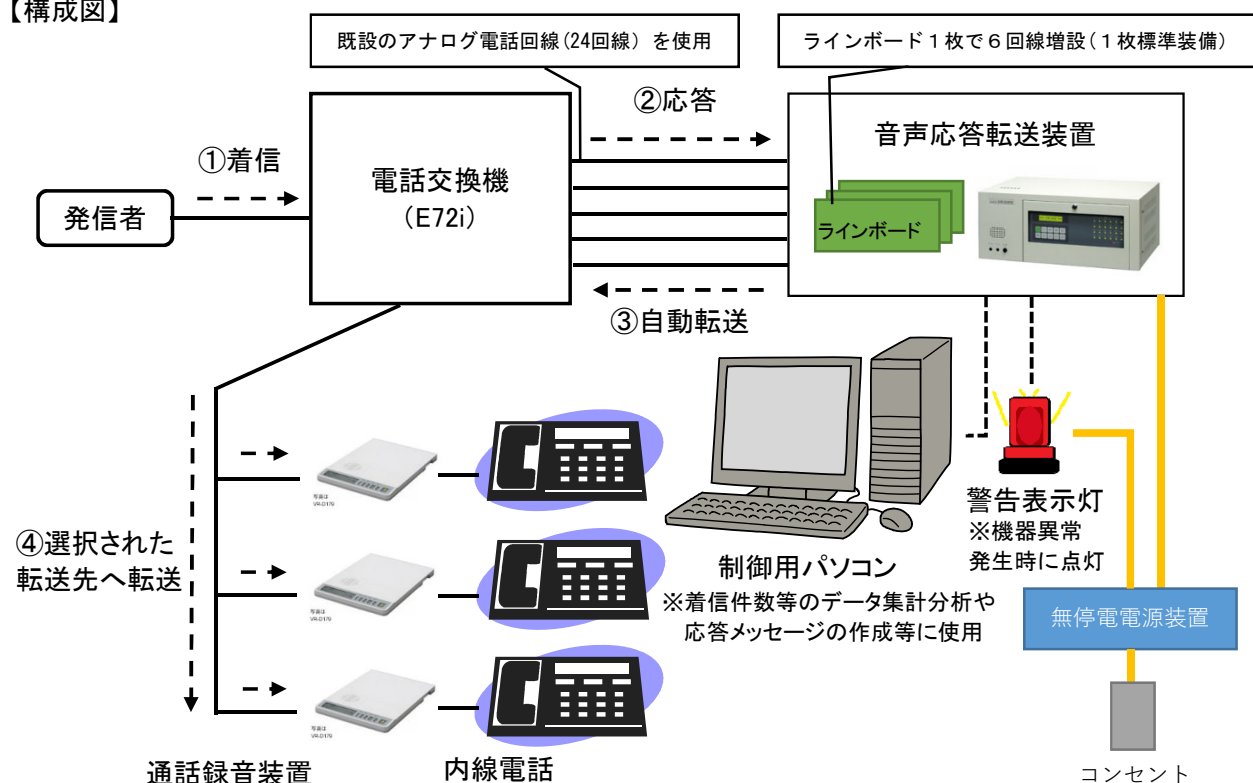
【電話交換機・回線等】

電話交換機	電子交換機(E72i)、NEC、平成23年1月製造
回線等	INS64、26回線
設置場所	県警本部本館18階電話交換室

【品名・台数等】

音声応答転送装置	タカコム製、IVR-2430 II		1台
制御用パソコン	次の仕様を満たすもの		1台
	CPU	OSが推奨する環境以上	
	OS	Windows11/10 日本語版	
	ソフトウェア	Microsoft Excel 2021/2019/2016 Microsoft 365 (Excel)	
	ハードディスク	300MB以上の空き容量	
	メモリ	OSが推奨する環境以上	
	サウンド	Waveファイル(8kHz、8bit、Mono、 μ -law)が再生できること	
	ディスプレイ	1024×768以上 High Color(16bit)以上推奨	
	USB	USB 2.0/1.1	
	LAN	TCP/IP、10BASE-T 100BASE-TX	
	ドライブ	DVDが読めるドライブ(インストール用)	
6回線ラインボード	タカコム製、IVR-2430-A6		3枚
警告表示灯	音声応答転送装置の故障を知らせるもの		1台
無停電電源装置	タカコム製音声応答転送装置の消費電力に応じた出力容量のもの		1台
通話録音装置	タカコム製、VR-D179		21台

【構成図】



仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	音声応答転送装置一式等の納入
-----	----------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県警察本部記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

事前協議申込書(内訳書)

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	音声応答転送装置一式等の納入
-----	----------------

品 目	メーカー	型式	数 量(式)
音声応答転送装置			1
通話録音装置			21

※上記記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出して下さい

入 札 用（内訳書）

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	音声応答転送装置一式等の納入
-----	----------------

品目	数量 (式)	単価(税抜) (円)	金額 (円)
音声応答転送装置	1		
通話録音装置	21		

別記様式

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県警察本部長 様

過去の契約実績に関する申出書

所在地_____

商号又は名称_____

代表者職氏名_____

電話番号_____

E-mail_____

入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 入札保証金の免除を受ける契約の件名
音声応答転送装置一式等の納入

- 2 過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。
- 賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
- 単価契約の場合は、単価（税込）×納入実績数量を契約金額欄に記載し、契約期間（履行期間）中の納入実績数量がわかる書類（納品書、納入一覧表等）を契約書に併せて提出すること。
- 契約実績は、過去 2 年以内の案件（1 件）を記載すること。
- 記入した契約実績に係る契約書等の写しを提出すること。
- 契約金額は入札希望金額の 70%以上であること。
入札希望金額の 70%未満であった場合は、入札書は無効となります。
- 本申請書の提出期限は、入札参加申込書の締切日とします。それ以降に提出した場合、財務規則第 84 条第 1 項第 3 号に規定する入札保証金の免除を受けることはできません。

契 約 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 音声応答転送装置一式等の納入 |
| 2 規格(形式) | 仕様書のとおり |
| 3 数 量 | 仕様書のとおり |
| 4 契 約 金 額 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 5 納 入 期 限 | 令和 7 年 12 月 1 日 |
| 6 納 入 場 所 | 仕様書のとおり |
| 7 契約保証金 | ①乙は、この契約と同時に甲に契約保証金として 円を納付する。
②甲は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項第 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。 |

兵庫県警察本部(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記物品の納入について、関係法令を遵守し、次の条項に従い互いに信義誠実の原理を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別な指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書1通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入する物品の不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。

5 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつ

たときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による制約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定によりこの契約が解除した場合において、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるため

に利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第15条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に業務を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（契約単価に遅延となった数量を乗じ、その得た金額に消費税相当額を加算した金額。ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取換えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納入しなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により公告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提訴した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第17条 乙は、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(契約の変更、中止)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第19条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(協議)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(調査への協力)

第21条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の納入に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第23条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部
本 部 長 小 西 康 弘

印

乙

印

別記

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表 (第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)

誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１ 契約名

音声応答転送装置一式等の納入

２ 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和７年 月 日

兵庫県警察本部長 様

所 在 地

会 社 名

代表者職氏名

電 話 番 号

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 7 年 月 日

兵庫県警察本部長 様

所 在 地

会 社 名

代表者名

電話番号

電子メール